明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を適用する新幹線鉄道の区間及び日を定める政令の一部を改正する政令（六七）　二

○一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令（六八）

○家庭用品品質表示法施行令の一部を改正する政令（六九）

〔府　令〕

○家庭用品品質表示法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府一二）　三

〔省　令〕

○引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令（総務一七）

○独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する省令を廃止する省令の一部を改正する省令（同一八）

○行政機関が行う政策の評価に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同一九）　四

○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同二〇）

○辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同二一）

○承継法人が分割により承継した兼業者たる法人の権利の登記等の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令（財務・経済産業一）

○動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（農林水産一三）　五

〔規　則〕

○人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則（人事院一一―八―三六）

○特定核燃料物質の運搬の取決めに関する規則及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部を改正する規則（原子力規制委三）　五

〔告　示〕

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第十八条第二項第一号に規定する国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務を定める件（総務七三）

○除籍が滅失した件（法務一四九、一五〇）　六

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同一五一、一五二）　四

○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産八）　五

○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（同九）

○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（同一〇）

○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する件（厚生労働七〇）　六

○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二十八条第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十六条第一項各号に規定する厚生労働大臣が定める利率を廃止する件（同七一）　七

○行政執行法人の労働関係に関する法律第四条第二項の規定に基づき、平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を改正する件（中央労働委一）

○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（農林水産八一七）

○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同八一八）

○輸出貿易管理令第四条第二項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件（経済産業五三）

○輸出貿易管理令第四条第二項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件（同五四）

○輸出貿易管理令別表第二の二一の項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める廃棄物の一部を改正する件（同五五）

○輸出貿易管理令別表第二の四四の項の規定に基づく経済産業大臣が指定する原産地を誤認させるべき貨物を指定する件（同五六）

○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（同五七）　八

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。